

基安発0202第1号
平成24年2月2日

都道府県労働局長 殿

厚生労働省労働基準局安全衛生部長
(公 印 省 略)

降積雪期における労働災害防止対策の徹底について

都道府県労働局におかれては、平成23年12月14日付け基安発1214第2号「労働災害防止に向けた集中的取組の実施について」に基づき、労働災害防止対策を積極的に推進していただいているが、豪雪となっている今冬は、屋外の移動中における積雪・凍結等による転倒、事業場等の建物の屋根での除雪作業中の墜落・転落等の労働災害が相次いで発生しているところである。

また、日本海側を中心として平年を上回る積雪を記録しており、今後も強い寒気の影響を受けた記録的な豪雪により被害が拡大するおそれがあることから、平成24年1月31日に「今冬期の大雪等への対応に係る関係省庁連絡会議」が開催され、今後の気象状況の見通し、被害・対応状況等を踏まえた「当面の対応方針」が決定されたところである。

加えて、東日本大震災の復旧・復興事業でダンプトラックや建設機械が被災地に出向いていることもあって、地方自治体の除雪が追いつかず、除雪の遅れが深刻化していると言われていることから、今後も積雪等に起因する労働災害の増加が危惧されるところである。

ついては、下記の労働災害防止対策の徹底を図り、豪雪による災害防止に遺漏なきを期されたい。なお、積雪等に起因する労働災害の防止にあたり留意すべき事項については、別添を参照すること。

記

1 屋外の移動中における転倒等の労働災害防止について

段差、側溝等が積雪により隠れ、つまずきの危険のおそれがある場合にはポール等の標識の設置等により注意喚起を行うほか、労働者に対して転倒防止のための措置の徹底を図ること。

2 事業場等の建物の屋根での除雪作業における墜落等の労働災害防止につい

て

事業場等の建物の屋根の除雪作業においては、気候条件に注意し、高所からの墜落・転落を防止するための適切な保護具を使用すること。また、上下作業による災害を防止するため、作業の合図や立入禁止措置等の徹底を図ること。

3 その他、屋外での除雪作業における労働災害防止について

除雪車等を使用する場合には、巻き込まれ災害や路肩等からの転落災害防止措置の徹底を図ること。その際、除雪車の作業前の点検、操作方法の確認の他、作業範囲への立入禁止措置やポール等の設置による転落防止措置を講じること。

4 建設工事現場における積雪を原因とした倒壊等の労働災害の防止について

建設現場に設置される仮設物への積雪による倒壊を防止するため、適切な時期に除雪を行うこと。また、除雪の際には、高所からの墜落・転落を防止するための適切な保護具の使用、上下作業による災害を防止するための立入禁止措置等の徹底を図ること。

5 スリップ等による交通労働災害の防止について

積雪時の車の運転は、適切な走行計画を作成し、安全な運転を確保させることにより、スリップ等による交通労働災害の防止に努めること。その際に、冬用タイヤ等適切な装備を装着した上で、運転者に対して安全運転の徹底を図ること。

6 雪崩災害の防止について

雪崩に伴う災害を防止するため、気象情報等の把握に努め、これに基づく作業管理の徹底を図ること。また、作業管理に当たっては、作業中止等を判断する者をあらかじめ指名しておくとともに、雪崩が発生した場合の連絡方法を定め、関係労働者に周知させること。

(別添)

積雪等に起因する労働災害の防止にあたり留意すべき事項

- 1 屋外の移動中における転倒等の労働災害防止について
 - (1) 作業通路・移動通路において、段差、側溝等が積雪により隠れ、つまずきの危険がある場合にはポール等の標識の設置等により注意喚起を行うこと。
 - (2) 屋外に通じる階段には滑り止めを設けること。
 - (3) 凍結が予想される場所には、凍結防止剤を散布すること。
 - (4) 滑りにくい靴を着用すること。
 - (5) 転倒のおそれのある場所では、上着やズボンのポケットに手を入れたまま歩行しないこと。
- 2 事業場等の建物の屋根での除雪作業における墜落等の労働災害防止について
 - (1) 気象条件に十分注意し、大雪、大雨、強風等の場合や、気温の急激な上昇等気候の変化の直後は作業を行わないこと。
 - (2) 屋根への昇降用に移動はしごを使用する場合は、十分な長さのものを使用し、上部の固定等転位の防止措置を講ずること。
 - (3) 墜落の危険のある高さ2メートル以上の屋根上又ははしご上で除雪作業を行う場合は、親綱等を設け、安全帯を使用し、墜落・転落を防止すること。
 - (4) 屋根上での除雪作業に当たっては、屋根の先端を識別できるようにして、屋根の先端には近づかないようにすること。また、作業の合図を徹底し、屋根上と軒下の同時並行作業は行わないこと。
 - (5) 軒下での除雪作業は、軒先の雪庇の状況を事前に確認し、雪庇を落下させる等の措置を講じた上で作業を行うこと。
 - (6) 除雪作業に際しては、保護帽を着用すること。
- 3 上記2を除く屋外での除雪作業における労働災害防止について
 - (1) 大雪や吹雪等の悪天候時には作業を行わないこと。
 - (2) 除雪中に視界が悪くなったときには作業を中止すること。
 - (3) 除雪車等を使用する場合は、必要に応じ誘導者を配置し、誘導者には、運転者が容易に認識できる色彩の服装を着用させるとともに旗を持たせること。
 - (4) 除雪車等に巻き込まれないよう運転時の周囲の確認、作業範囲への警備員等の立ち入り禁止の措置を徹底すること。
 - (5) 長期間使用していない除雪機械を使用する場合は、作業前の点検及び操

作方法の確認を行うこと。

(6) 路肩等から転落の危険がある場合には、ポール等の標識を設置すること。

4 建設工事現場における積雪を原因とした倒壊等の労働災害の防止について

(1) 足場、架設通路等の仮設物が積雪により倒壊することのないよう、適切な時期に除雪を行うこと。

(2) 仮設物から積雪を除去する際には、必ず安全帯を使用し、滑りにくい靴を着用するとともに、上層から下層に向けて作業を行うこと。

なお、上層での作業の場合は下層等に立入禁止区域を設定し、労働者の立入りを禁止すること。

(3) 急激な積雪により仮設物が倒壊するおそれがある場合は、労働災害の発生を防止するため、高所作業車の使用等倒壊のおそれのある仮設物に労働者を近づけない方法による除雪を実施すること。

5 スリップ等による交通労働災害の防止について

(1) 気象情報を踏まえた適切な走行計画を作成し、運転者に安全な走行速度を遵守させること。

(2) 冬用タイヤ等、積雪の状況を踏まえた適切な装備を装着し、運転者に対して、安全運転を行い、急ハンドル、急ブレーキ、急発進によるスリップを防止させること。

(3) 「交通労働災害防止のためのガイドライン」に基づく次の措置を徹底すること

ア 睡眠時間の確保や適正な労働時間等の管理等の走行管理をすること。

イ 異常な気象、豪雪等により安全な運転の確保に支障が生じるおそれがある場合は、安全な運転の確保を図るため、運転者に対する必要な指示を行うこと。

ウ 異常な気象、豪雪等が発生した場合は、その状況を的確に把握し、運転者に対して迅速に伝達するよう努めること。その際、必要に応じて、走行を中止し、又は安全な場所での一時待機、徐行運転を行わせる等の適切な指示を行うこと。さらに、運転者には、適宜事業場と連絡をとらせ、その指示に従わせること。

6 雪崩災害の防止について

(1) 雪崩のおそれのある場所には休憩場所等を設けないこと。

(2) 作業の中止・待避等を判断する者を指名するとともに、雪崩が発生した場合の連絡方法を定めておくこと

(3) 気象観測機関から情報収集を行い、雪崩の発生が予想される場合は作業、輸送及び通行を禁止すること。

(4) 大雪又は雪崩に関する注意報、警報が発令された場合は作業を中止すること。